

令和4年度施行

設計書（公示用）

業務名 雪対策事業に関するアンケート等調査集計業務

札幌市建設局土木部雪対策室

業務名 雪対策事業に関するアンケート等調査集計業務

	総委託費	_____円
一金内訳	委託費	_____円
	消費税等相当額	_____円

業務説明

1 業務の概要

雪対策事業に関するアンケート等の調査及び集計

- ・民間排雪サービス等の利用者及び実施事業者へのアンケート調査及び集計
- ・雪堆積場搬入者へのヒアリング調査及び集計
- ・除雪事業者へのアンケート調査及び集計
- ・除雪センター長へのヒアリング調査及び集計

2 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年3月30日（木）まで

3 成果品

報告書 1部

報告書の電子データ（CD、DVDなど記録媒体） 一式

業務において制作・作成した物品 一式

4 その他

別紙仕様書による。疑義や詳細については、担当職員と協議すること。

5 業務担当部局

札幌市建設局土木部雪対策室計画課 電話 211-2682

雪対策事業に関する
アンケート等調査集計業務

業務仕様書

令和4年9月

札幌市建設局雪対策室計画課

1 業務名

雪対策事業に関するアンケート等調査集計業務

2 業務目的

本業務では、札幌市における雪対策に関する現状等を把握するための基礎資料を得ることを目的としている。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和5年3月30日（木）までとする。

4 業務の着手

受託者は、以下の書類を着手時に提出するものとする。様式は問わない。

(1) 業務着手届

5 業務内容

① 民間排雪サービス等の利用者及び実施事業者へのアンケート調査結果の集計

民間排雪サービスの利用者や民間排雪サービスの実施事業者へのアンケート調査結果の集計を行う。なお、アンケート調査票の送付は委託者で行うため、受託者は調査票の開封及び集計作業を行う。着手後に、委託者から受託者へ調査票を貸与する。

アンケートの回答方法は、以下の2種類としている。集計時にはAとBそれぞれの回収数を把握するとともに、重複回答について確認を行うこと。調査票を区別できるようIDを付しているため、着手後に委託者の指示を仰ぐこと。

A：調査票の返送、B：札幌市ホームページのアンケートフォームへの入力

Aの場合、受託者は、受領した封筒を随時開封し、調査票及び封筒に同一の一連番号を付し、適切に管理すること。集計終了後、調査票及び返送用封筒を整理のうえ委託者指定の段ボール等に格納し、委託者に返還すること。

Bの場合、回答結果を委託者から受託者へ、csv形式で提供する。札幌市ホームページの仕様上、調査票と設問が異なる部分がある。データ受領後、委託者の指示を仰ぐこと。

1) 民間排雪サービス利用者及び家庭用融雪施設設置者（市民向け）アンケート調査結果の集計

- ・配布数：8,000部
- ・回収期限：10月21日迄（当日消印有効）
- ・想定回答数：2,000部程度（回収率25%を想定）
- ・調査項目：設問全23項目のうち、属性4項目（うち自由記載1項目、平均10文字程度）、調査19項目（うち自由記載3項目、平均50字程度）
- ・集計作業：

ア) 単純とりまとめ（ローデータ）

調査票の各設問に係る結果をExcel形式で作成する。

※自由記載において、欄外に記載がある場合にも入力の対象とする。この場合、設問とは別に入力し、区別できるようにすること。

※当該入力データを基に、委託者で検索・ソート等を行うこととしているため、ローデータはこれを踏まえて作成すること。

イ) クロス集計

調査票の各設問と属性項目についてクロス集計を行う。

ウ) 意見集約

属性項目毎に、自由記載の意見集約を行う。

エ) 報告書作成

上記ア)～ウ)の項目について、表やグラフを用いて簡易な報告書（A3版両面2枚程度）を作成する。特異な数値が見られた場合には報告書にて特記すること。グラフについてはモノクロ印刷時でも容易に識別できるよう色合いについて工夫すること。

・札幌市への提出期限：

ア) 及びイ) については、11月4日迄、ウ) 及びエ) については業務完了日迄とする。

※集計結果は別業務で使用することから、提出期限を遵守すること。回収数が想定よりも多く期限までの提出が困難である等、やむを得ず提出期限から遅れる場合には、提出可能日を委託者へ提示し、承諾を得ること。

2) 民間排雪サービス利用者（事業所向け）アンケート調査結果の集計

・配布数：19,000部

・回収期限：11月7日迄（当日消印有効）

・想定回答数：4,750部程度（回収率25%を想定）

・調査項目：設問全11項目のうち、属性3項目（うち自由記載2項目、平均20字程度）、調査8項目（うち自由記載2項目、平均100字程度）

・集計作業：

ア) 単純とりまとめ（ローデータ）

調査票の各設問に係る結果をExcel形式で作成する。

※自由記載において、欄外に記載がある場合にも入力の対象とする。この場合、設問とは別に入力し、区別できるようにすること。

※当該入力データを基に、委託者で検索・ソート等を行うこととしているため、ローデータはこれを踏まえて作成すること。

イ) クロス集計

調査票の各設問と属性項目についてクロス集計を行う。

ウ) 意見集約

属性項目毎に、自由記載の意見集約を行う。

エ) 報告書作成

上記ア)～ウ)の項目について、表やグラフを用いて簡易な報告書（A3版両面2枚程度）を作成する。特異な数値が見られた場合には報告書にて特記すること。グラフについてはモノクロ印刷時でも容易に識別できるよう色合いについて工夫すること。

- ・札幌市への提出期限：
 - ア) 及びイ) については、11月25日迄、ウ) 及びエ) については業務完了日迄とする。
- ※集計結果は別業務で使用することから、提出期限を遵守すること。回収数が想定よりも多く期限までの提出が困難である等、やむを得ず提出期限から遅れる場合には、提出可能日を委託者へ提示し、承諾を得ること。

3) 民間排雪サービス実施事業者向けアンケート調査結果の集計

- ・配布数：165部
- ・回収期限：10月21日迄（当日消印有効）
- ・想定回答数：83部程度（回収率50%を想定）
- ・調査項目：設問全14項目のうち、属性3項目（うち自由記載2項目、平均20字程度）、調査11項目（うち自由記載7項目、平均100字程度）
- ・集計作業：
 - ア) 単純とりまとめ（ローデータ）
 - 調査票の各設問に係る結果をExcel形式で作成する。
 - ※自由記載において、欄外に記載がある場合にも入力の対象とする。この場合、設問とは別に入力し、区別できるようにすること。
 - ※当該入力データを基に、委託者で検索・ソート等を行うこととしているため、ローデータはこれを踏まえて作成すること。
- イ) クロス集計
 - 調査票の各設問と属性項目についてクロス集計を行う。
- ウ) 意見集約
 - 属性項目毎に、自由記載の意見集約を行う。
- エ) 報告書作成
 - 上記ア)～ウ)の項目について、表やグラフを用いて簡易な報告書（A3版両面2枚程度）を作成する。特異な数値が見られた場合には報告書にて特記すること。グラフについてはモノクロ印刷時でも容易に識別できるよう色合いについて工夫すること。
- ・札幌市への提出期限：
 - ア) 及びイ) については、11月4日迄、ウ) 及びエ) については業務完了日迄とする。
- ※集計結果は別業務で使用することから、提出期限を遵守すること。回収数が想定よりも多く期限までの提出が困難である等、やむを得ず提出期限から遅れる場合には、提出可能日を委託者へ提示し、承諾を得ること。

② 雪堆積場搬入者へのヒアリング調査及び集計

一般受入雪堆積場において、搬入車両の乗務員に対するヒアリング調査を実施する。調査項目にはヒアリング対象者による自記及び調査員による記入を含む。その後、結果について集計を行う。

ヒアリングについては必ず雪堆積場管理者の指示に従い、原則敷地内で実施することとし、搬入車両の乗務員に対して調査の目的を説明した上で、了解が取れた場合に調査を行うこと。調査に当たっては特に安全面に留意すること。調査員は腕章、ヘルメット並びに安全帯を着用し、雪堆積場利用者に不快感を与えるような動作や振る舞いは行わないこと。腕章は委託者が貸与するが、ヘルメット及び安全帯は受託者が用意すること。

- ・ヒアリング数：1,500 件程度を想定
 - ※調査対象搬入者は民間排雪車のみとし、札幌市発注業務における排雪車は調査を行わないこととする。判別がつかない場合は搬入車両の乗務員に確認を取ること。
- ・実施時期：1月下旬～2月中旬を想定
 - ※気象状況等により作業が困難と判断される場合や、雪堆積場が閉鎖される見込みの場合等もあるため、調査予定日の前日（午前中を目安）に委託者と翌日の調査について協議すること。
- ・調査箇所数：一般受入雪堆積場 全 30 箇所のうち、12 箇所
（12 箇所内訳：日中開設 7 箇所、夜間開設 1 箇所、24 時間開設 4 箇所）
 - ※詳細は別添 1 を参照すること。
- ・調査時間帯（24 時間表記）
 - 日中開設：10 時～16 時（交代要員無しを想定）
 - 夜間開設：22 時～翌 6 時（交代要員無しを想定）
 - 24 時間開設：10 時～16 時、及び 22 時～翌 6 時（交代要員ありを想定）
 - ※上記調査時間には休憩時間を含む。
- ・調査項目：設問全 8 項目（うち自由記載 6 項目、平均 20 字程度）
- ・集計作業：調査票の各設問に係る結果を Excel 形式で作成（ローデータの作成）
 - ※自由記載において、欄外に記載がある場合にも入力の対象とする。この場合、設問とは別に入力し、区別できるようにすること。
 - ※当該入力データを基に、委託者で検索・ソート及びグラフの作成等を行うこととしているため、ローデータはこれを踏まえて作成すること。
- ・札幌市への提出期限：業務完了日迄
 - ※集計結果は別途発注している業務内で使用することから、提出期限を遵守すること。回収数が想定よりも多く期限までの提出が困難である等、やむを得ない理由により提出期限から遅れる場合には、遅延理由及び提出可能日を委託者へ提示し、承諾を得ること。

③ 除雪事業者へのアンケート調査及び除雪センター長への聞き取り

除雪従事者の勤務実態を把握するため、令和4年度札幌市道路維持除雪業務の受託企業へのアンケート調査及び除雪センター長への聞き取りを行う。

1) 除雪事業者へのアンケート調査結果の集計

令和4年度札幌市道路維持除雪業務の受託企業全社へアンケート調査を行う。調査項目は、除雪センター従事者・オペレーター・作業員の人数、年齢構成、勤務時間、休暇取得状況、勤務状況における課題等としている。

なお、アンケート調査票の送付は委託者で行うため、受託者は調査票の開封及び集計作業を行う。着手後に、委託者から受託者へ調査票を貸与する。

- ・配布数：195部を想定
- ・回収期限：11月11日迄（当日消印有効）
- ・想定回答数：175部程度（回収率90%を想定）
※回答数に大きな差異が生じた場合は、別途委託者と協議すること。
- ・調査項目：設問全23項目のうち、属性4項目（うち自由記載1項目、平均10文字程度）、調査19項目（うち自由記載3項目、平均50字程度）
- ・作業内容：
 - ア) 単純とりまとめ（ローデータ）
調査票の各設問に係る結果をExcel形式で作成する。
※自由記載において、欄外に記載がある場合にも入力の対象とする。この場合、設問とは別に入力し、区別できるようにすること。
※当該入力データを基に、委託者で検索・ソート等を行うこととしているため、ローデータはこれを踏まえて作成すること。
 - イ) クロス集計
調査票の各設問と属性項目についてクロス集計を行う。
 - ウ) 意見集約
属性項目毎に、自由記載の意見集約を行う。
 - エ) 報告書作成
上記ア)～ウ)の項目について、表やグラフを用いて簡易な報告書（A3版版両面2枚程度）を作成する。特異な数値が見られた場合には報告書にて特記すること。グラフについてはモノクロ印刷時でも容易に識別できるよう色合いについて工夫すること。
- ・札幌市への提出期限：
 - ア)、イ)及びウ)については11月25日迄、エ)については業務完了日迄とする。
※集計結果は別業務で使用することから、提出期限を遵守すること。回収数が想定よりも多く期限までの提出が困難である等、やむを得ず提出期限から遅れる場合には、提出可能日を委託者へ提示し、承諾を得ること。

2) 除雪センター長への聞き取り調査

1) におけるアンケート調査の結果を速やかに集計・整理し、その結果を踏まえたうえで、除雪センター長への聞き取り項目を整理する。質問票は委託者が作成し、センター長に送付する。聞き取り場所は原則各除雪センターとし、聞き取り時間は1時間程度を想定している。聞き取りのスケジュール調整は受託者が行い、実施にあたっては委託者が同行するものとする。

- ・調査数：23件を想定
- ・調査時期：11月下旬～12月中旬
- ・作業内容：

ア) 意見集約

調査項目毎に、自由記載の意見集約をExcel形式で作成する。

イ) 報告書作成

上記ア)の項目について、表やグラフを用いて簡易な報告書（A3版両面2枚程度）を作成する。

- ・札幌市への提出期限：1月25日迄とする。

※集計結果は別業務で使用することから、提出期限を遵守すること。回収数が想定よりも多く期限までの提出が困難である等、やむを得ず提出期限から遅れる場合には、提出可能日を委託者へ提示し、承諾を得ること。

6 業務の完了及び成果品

受託者は、本業務を完了するにあたり、業務完了届と成果品の提出及び委託者から貸与したすべての資料を返還すること。なお、成果品には、業務概要、履行期間、業務委託料、当該業務の内容、受託者名（住所、電話番号、FAX番号、担当者名を含む。）が記載された書類を含むものとする。

また、成果品については、次年度以降に策定予定の「札幌市冬みちプラン2018実行プログラム（後期）」の詳細な検討に用いるデータであることから、委託者へ提出する前に、照査を入念に実施し誤入力等が無いようにすること。

[成果品一覧]

- (1) 作成した電子データ（CD、DVDなど記録媒体）一部
- (2) 報告書（紙媒体）一部
- (3) その他、本業務において制作・作成した物品 一式

7 その他

- ・アンケート調査票の回収数は見込み数量であり、最終的な数量は増減する可能性があるが、原則として、当該数量の増減が特に著しいと委託者及び受託者双方が認める場合を除き、契約金額の変更は行わない。
- ・アンケート調査の設問数について、社会環境の変化等により設問の増減を行うこともある。着手後、委託者の指示を仰ぐこと。また、原則として、当該数量の増減が特に著しいと委託者及び受託者双方が認める場合を除き、契約金額の変更は行わない。
- ・個人情報の取扱いについて、別添2「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議を行うこと。

8 連絡先

札幌市 建設局 土木部 雪対策室 計画課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階北側

電話：011-211-2682 FAX：011-218-5141

雪対策事業に関するアンケート等調査集計業務

内訳書

一金	総委託費	円
	業務価格	円
	消費税等相当額	円

名 称	単価	規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	利用者(市民)アンケート集計・分析	1,750～2,250部程度	式	1			単算-1
	利用者(店舗等)アンケート集計・分析	4,500～5,000部程度	式	1			単算-2
	実施事業者アンケート集計・分析	50～100部程度	式	1			単算-3
	雪堆積場搬入者へのヒアリング調査		式	1			単算-4
	調査票等集計・解析		式	1			単算-5
	除雪事業者アンケート集計・分析	180～200部程度	式	1			単算-6
	除雪センター長への聞き取り集計・分析	質問項目の検討含む 23件想定	式	1			単算-7
	打合せ協議	着手時・中間(3回)・成果品納品時	式	1			単算-8
	報告書作成	電子成果品作成含む	式	1			単算-9
直接人件費計							
直接原価							
諸経費							見積
業務価格							千円以下切捨て
消費税相当額							業務価格の10%
総委託費							

札幌市

単価算出調書

No	単価名	規格	単位	単 価	積 算 の 基 礎	備 考	
1	利用者(市民)アンケート集計・分析	1,750～2,250部程度	式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 0.5 人 = 円	
					技師(C)	円 × 4.8 人 = 円	
					技術員	円 × 9.8 人 = 円	
					軽作業員	円 × 1.7 人 = 円	
					計	円	
2	利用者(店舗等)アンケート集計・分析	4,500～5,000部程度	式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 1.0 人 = 円	
					技師(C)	円 × 6.7 人 = 円	
					技術員	円 × 14.7 人 = 円	
					軽作業員	円 × 2.0 人 = 円	
					計	円	
3	実施事業者アンケート集計・分析	50～100部程度	式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 0.8 人 = 円	
					技師(C)	円 × 4.7 人 = 円	
					技術員	円 × 人 = 円	
					軽作業員	円 × 0.7 人 = 円	
					計	円	
4	雪堆積場搬入者へのヒアリング調査		式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 5.7 人 = 円	
					技師(C)	円 × 15.0 人 = 円	
					技術員	円 × 11.7 人 = 円	
					軽作業員	円 × 6.0 人 = 円	
					計	円	
5	調査票等集計・解析		式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 人 = 円	
					技師(C)	円 × 1.3 人 = 円	
					技術員	円 × 3.0 人 = 円	
					軽作業員	円 × 人 = 円	
					計	円	
6	除雪事業者アンケート集計・分析	180～200部程度	式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 0.7 人 = 円	
					技師(C)	円 × 3.0 人 = 円	
					技術員	円 × 7.7 人 = 円	
					軽作業員	円 × 1.0 人 = 円	
					計	円	

札幌市

単価算出調書

No	単価名	規格	単位	単 価	積 算 の 基 礎	備考	
7	除雪センター長への 聞取り集計・分析	質問項目の検討含む 23件想定	式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 2.0 人 = 円	
					技師(C)	円 × 8.7 人 = 円	
					技術員	円 × 2.7 人 = 円	
					軽作業員	円 × 1.0 人 = 円	
					計	円	
8	打合せ協議	着手時・中間(3 回)・成果品納品時	式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 1.4 人 = 円	
					技師(C)	円 × 3.1 人 = 円	
					技術員	円 × 1.0 人 = 円	
					軽作業員	円 × 人 = 円	
					計	円	
9	報告書作成	電子成果品作成含む	式	円	主任技師	円 × 人 = 円	
					技師(A)	円 × 人 = 円	
					技師(B)	円 × 0.7 人 = 円	
					技師(C)	円 × 0.7 人 = 円	
					技術員	円 × 2.8 人 = 円	
					軽作業員	円 × 0.3 人 = 円	
					計	円	

令和4年度 雪堆積場住所一覧表（予定）

堆積場名称	調査対象	開設時間	所在区	住所
南22条橋上下流左岸		9～17	中央区	南24条西7丁目地先
盤溪地区	○	9～17	中央区	盤溪264
屯田西部地区	○	9～17	北区	屯田町855-1ほか
新琴似8横		24時間	北区	新川807-1ほか
拓北第2地区		24時間	北区	篠路町拓北1-2
雁来大橋下流左岸	○	24時間	東区	中沼町244番地先
上篠路地区	○	24時間	北区	篠路町上篠路356
開栄橋下流左岸	○	9～17	白石区	流通センター4丁目地先
厚別橋下流左岸		21～7	白石区	流通センター5丁目地先
環状北大橋下流右岸		9～17	白石区	菊水元町6条1丁目地先
厚別地区		9～17	厚別区	下野幌カハ-2丁目ほか
大曲地区	○	9～17	北広島市	北広島市大曲681-1
月寒東第2地区		9～17	豊平区	月寒東3条11丁目ほか
澄川南地区	○	24時間	南区	真駒内634
北野橋上流兩岸		9～17	清田区	清田1条2丁目地先
有明第2地区	○	24時間	清田区	有明274-1
白旗山第2地区		9～17	清田区	真栄488-4
白旗山地区	○	9～17	清田区	真栄466-1
五輪大橋上流右岸	○	21～7	南区	真駒内公園地先
藻南橋上流左岸		9～16	南区	川沿12条1丁目地先
小金湯地区		9～16	南区	小金湯558-2ほか
藤野地区		9～17	南区	藤野617-1
駒岡地区		9～17	南区	真駒内606
簾舞地区		9～17	南区	簾舞611-1
真駒内地区		9～17	南区	真駒内381-1
五天山地区	○	9～17	西区	福井423番地ほか
石狩新港西地区		17～9	石狩市	石狩市新港西3丁目27-1
前田地区		9～17	手稲区	手稲前田440
手稲山口地区	○	9～17	手稲区	手稲山口264
前田第3地区		9～17	手稲区	手稲前田609
合計 30箇所				

※状況により変更になることもあるため、着手後に委託者と協議すること。

令和4年度 一般受入雪堆積場位置図（予定）



※状況により変更になることもあるため、着手後に委託者と協議すること。

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。